

きょうと生物多様性センター後援・共催等の承認に係る基本的な考え方

1 後援・共催等の承認基準

対象となる事業等が次に掲げた内容をすべて満たすことを確認の上、後援・共催等の承認の可否について判断することとする。

- (1) 京都府内及び京都市内の生物多様性保全の推進や地域の活性化等に寄与する公共性・公益性の高い事業等であること。
- (2) 政治的、宗教的な内容を含む事業等でないこと。
- (3) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。
- (4) 個人又は個別の企業が主催する事業等にあつては、当センターとの関わりが極めて密接なものであつて、かつ収益を目的としたものでないこと。
- (5) 特定の会員や構成員だけでなく、広く一般住民の参加を前提とした事業等であること。
- (6) 他の事業等と比較して、高価な参加料等を設定していないこと。
- (7) 事故発生防止のため、十分な配慮がなされるとともに、万一の場合の応急体制の確保、補償措置等が確認できること。

2 後援・共催等の区分

- (1) 後援・共催等の使い分けについては、申請内容に基づき、当該事業等に対するセンターのかかわりの度合いにより判断すること。
- (2) 形式的な支援や単なる名義使用にとどまるものは「後援」を基本とし、「共催」は、実質的な支援（分担金等の支出、職員派遣協力等）により、主催者と同程度に当該事業に関与しているものに限ること。

3 その他

- (1) 特定のスポンサーが協賛する事業等（いわゆる冠イベント）については、1に列挙した内容を満たす場合には、後援・共催等を承認して差し支えないこと。
- (2) 交通機関等による移動を伴う事業等については、移動中の事故発生防止のため、特に十分な点検、配慮を行うこと。

附 則

この基本的な考え方は、令和5年3月17日から施行する。